

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 41(オ)2	原審裁判所名	福岡高等裁判所
事件名	損害賠償請求	原審事件番号	昭和 37(ネ)774
裁判年月日	昭和 41 年 10 月 7 日	原審裁判年月日	昭和 40 年 9 月 9 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 20 卷 8 号 1615 頁		

判示事項	不動産の所有権の取得時効の要件である自主占有をすることができる者の年齢
裁判要旨	十五歳位に達した者は、特段の事情のないかぎり、不動産について、所有権の取得時効の要件である自主占有をすることができる。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。
理 由	上告人らの上告理由について。 <u>被上告人 B が、本件係争地の占有を開始した大正五年頃当時、かりに訴訟のように一五才位であつたとしても、同被上告人は、その年齢からみて、特段の事情のないかぎり、当時所有の意思をもって右占有をすることできたものというべきでなるから、本件係争地の時効取得の要件である同被上告人の自主占有の始期を大正五年頃であるとした原判決には、所論の違法はない。</u> その余の所論は、すべて原審の裁量に委ねられた証拠の取捨判断または事実認定を非難するものであつて、その間に所論の違法はない。 されば、論旨は、いずれも採用できない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 奥野健一 裁判官 草鹿浅之介 裁判官 城戸芳彦 裁判官 石田和外 裁判官 色川幸太郎)

※参考：判例タイムズ 199 号 124 頁、判例時報 465 号 42 頁